

# サイバーセキュリティ基本方針

吉備信用金庫は、お客さまの顧客情報を保護し適切な安全管理を実現するため、昨今高度化・巧妙化し脅威となっているサイバー攻撃に対するセキュリティ対策、およびサイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年 11 月 12 日法律第 104 号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成 27 年 12 月 28 日経済産業省策定）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識のうえ、自らリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティの体制整備、サイバー攻撃を防ぐための対策、攻撃を受けた場合に備えた準備等を定め、サイバー攻撃の脅威から顧客情報を守り、セキュリティの確保・向上に努めます。

また、情報システムのセキュリティ対策として適切な情報機器を導入し、外部委託先等と連携しながらサイバー攻撃に対する検知・対応能力の向上に努めます。

2. 業務委託先やビジネスパートナーを含めた総合的なセキュリティ対策の整備に努めます。

3. 平時および緊急時のいずれにおいても、関係先との適切なコミュニケーションを図るとともに、サイバーセキュリティリスクや対策、対応について、監督官庁・日本銀行・警察などの官公庁や各種外部機関、信用金庫業界の団体等との情報連携・情報開示・情報共有に努めます。

4. お客さまへのセキュリティに関する情報提供に努めます。

以上